

The Pacific Riding Horse Breeders Community

公認ジャッジ規則

制定 2008年1月27日

(公認ジャッジ制度)

第1条 本コミュニティが主催及び公認する馬術競技大会(以下競技会という。)において、審判の任務に当たるジャッジの認定(以下公認ジャッジという。)及びその権威と公正並びにクォリティの向上のため、本制度を規定する。

(ジャッジライセンス制度)

第2条 公認ジャッジの検定を行うために、競技委員会の中に公認ジャッジ委員会を設置する。

公認ジャッジ委員会の委員長は、競技委員長が兼務するものとし、本件委員会の委員は、競技委員長が推薦し、理事会がこれを承認して決定する。

第3条 公認ジャッジ委員会の委員長及び委員の任期は2年とする。任期未了により欠員が生じてこれを補充した場合は、前任者の未了期間を任期とする。

第4条 公認ジャッジ委員会は、最低年間2回以上のジャッジ講習会を事前に日時及び会場を公表してこれを執り行うものとする。

第5条 公認ジャッジ委員会は、事業年度(1月1日より12月31日)内に最低1回以上、前条の講習会を受講した者を対象に、検定試験を年度当初までに日時及び会場を公表して、執り行うものとする。

第6条 検定試験は、筆記試験と実技試験をもって行うものとする。

第7条 検定試験は、公認ジャッジ委員会が定める合格点以上を獲得した者を合格者とする。

第8条 前条の合格者を、公認ジャッジ委員会は必要に応じて面接等を行い慎重に審議して、公認ジャッジの認定を行う。

公認ジャッジ委員会の執行する検定試験に合格し、且つ公認ジャッジ委員会の審議の結果、公認ジャッジライセンスを授与された者を公認ジャッジと呼ぶものとする。

以上の任務について公認ジャッジ委員会は、理事会をはじめその他の委員会の干渉を一切受けないで、独立して厳正に行うものとする。

第9条 公認ジャッジ委員会は、公認ジャッジに対して必要事項を登録して、本人にライセンスを証するものを発行するものとする。

第10条 ジャッジライセンスは、有効期間を1年間(1月1日より12月31日)とし、事業年度1年間に1回以上、本コミュニティが主催及び公認する競技会のジャッジを務め、且つ公認ジャッジ委員会の実施する講習会を1回以上受講して、その更新を認めるものとする。

但し、止むを得ず事業年度内に1回以上ジャッジを務めることができなかった者は、公認ジャッジ委員会が実施する講習会を2回以上受講することをもって、更新を認めるものとする。

但し更新したジャッジライセンスの有効期間もまた1年間とする。

そして、受験して事業年度3カ年満了した者の更新する場合、新たに講習会を受講し検定試験を受験しなければならないものとする。

(公認ジャッジに関する諸料金)

第11条 公認ジャッジライセンスにかかる費用については以下の通りとする。

- 1) ジャッジ講習会受講料 ¥2,000/名 (会員) ¥3,000/名 (非会員)
- 2) ジャッジ講習会月間複数回受講料 ¥3,000/名 (会員) ¥4,500/名 (非会員)
- 3) 検定試験受験料 ¥3,000/名 (会員) ¥5,000/名 (非会員)
- 4) ライセンス登録料及び更新料 ¥5,000/名 (会員のみ)

(ジャッジの選任)

第12条 本コミュニティの主催及び公認する競技会のジャッジは、公認ジャッジの中から、競技委員会が任命するものとする。

(特例)

第13条 公認ジャッジ委員会は、全員一致の賛同により、経験技量において秀でた者と認められた場合、講習会の受講及び検定試験を免除して、公認ジャッジの認定をすることができるものとする。

(公認ジャッジの資格喪失)

第14条 公認ジャッジは、以下の規定に該当した時、その資格を自動的に失うものとする。

- 1) 本コミュニティの会員資格を失った時。
- 2) 本コミュニティの総会並びに理事会に於いて、何らかの処分を行った場合。
- 3) 公認ジャッジライセンスの更新をしなかった場合。
- 4) 刑事事件等の処罰を受けた場合。
- 5) ジャッジ業務中、重大な過失を犯した場合。
- 6) その他公認ジャッジ委員会が不適格者と判断した場合。